

○ 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
新規就農者育成総合対策実施要綱 〔 制定 令和4年3月29日付け 3経営第3142号 農林水産事務次官依命通知 最終改正 令和7年3月31日付け 6経営第2447号 農林水産事務次官依命通知 〕	新規就農者育成総合対策実施要綱 〔 制定 令和4年3月29日付け 3経営第3142号 農林水産事務次官依命通知 最終改正 令和6年3月29日付け 6経営第1579号 農林水産事務次官依命通知 〕
第1 趣旨 農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要がある。 このため、地方と連携することにより、親元就農も対象として含んだ上で経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、<u>地域における農地の受け手確保に向けた新規就農者の誘致環境の整備、就農に係る情報の発信等の取組を支援する。</u> また、就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付、農業大 学校・農業高校等における農業教育の高度化及びリ・スキリン グの充実等の取組を支援することにより、農業への人材の一層 の呼び込みと定着を図る。	第1 趣旨 農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要がある。 このため、地方と連携することにより、親元就農も対象として含んだ上で経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、<u>伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート、就農に係る情報の発信等の取組を支援する。</u> また、就農に向けた研修資金、経営開始資金、<u>雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化及びリ・スキリングの充実等の取組を支援することにより、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図る。</u>

第4	事業計画等	第4	事業計画等
1	事業計画の作成	1	事業計画の作成
事業実施主体は、それぞれ別記1から5までに定めるところにより事業計画を作成する。		事業実施主体は、それぞれ別記1から7までに定めるところにより事業計画を作成する。	
2	(略)	2	(略)
3	事業実績の報告	3	事業実績の報告
事業実施主体は、それぞれ別記1から5までに定めるところにより事業実績報告を作成し、報告する。		事業実施主体は、それぞれ別記1から7までに定めるところにより事業実績報告を作成し、報告する。	

別表

事業内容	事業実施主体	補助率
1 経営発展支援事業 (別記1) 就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、国が都道府県支援分の2倍を支援する事業。	全国農業委員会ネットワーク機構	定額 (一定額、県支援分の2倍、 $\frac{1}{3}$ 以内)
(削る。)	(削る。)	(削る。)

別表

事業内容	事業実施主体	補助率
1 経営発展支援事業 (別記1) 就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、国が都道府県支援分の2倍を支援する事業。	全国農業委員会ネットワーク機構	定額 (一定額、県支援分の2倍)
3 雇用就農資金 (別記3) 雇用就農を促進するため、農業法人等が新規就農者及び令和6年能登半島地震により被災した農業者(以下「被災農業者」という。)を雇用す	全国農業委員会ネットワーク機構	定額

3 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 (別記3) 地域計画の策定により明らかになる受け手のいない農地に新規就農者を誘致するための体制づくり、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動及び研修農場の整備を支援する事業。	全国農業委員会 会ネットワーク 機構	定額 (一定額、1/2以内)	ことに對して資金を交付又は職員等を他の法人に派遣して実施する研修等に必要となる費用の助成を行う事業。	(新設)
4 サポート体制構築事業 (別記4) 地域における就農相談体制の整備、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポート、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備及び社会人向けの農業研修の実施を支援する事業。 ア 就農相談員の整備 イ 先輩農業者等による技術面等のサポート ウ 研修農場の整備 エ 社会人向けの農業研修の実施	全国農業委員会 会ネットワーク 機構	定額 (一定額、1/2以内)	ことに對して資金を交付又は職員等を他の法人に派遣して実施する研修等に必要となる費用の助成を行う事業。	(新設)

4	<u>農業教育高度化事業（別記4）</u> 農業大学校、農業高校などの農業教育機関における農業教育の高度化を図るため、全国段階において、農業教育機関の指導者や学生を対象とした研修等の開催を支援するとともに、地域段階において、各都道府県が作成する「農業教育高度化プラン」の実現に向けた取組を支援する事業。	公募選定団体	定額、 1/2 以内	ア（略）
	イ 都道府県事業 （ア）・（イ）（略） （ウ） <u>農業教育機関</u> におけるeラーニングの導入 （エ）・（オ）（略） （カ） <u>現役農業者等に対するリ・スキリングなど先進的な教育・研修モデルの創出</u> <u>（キ）その他の取組</u>	全国農業委員会ネットワーク機構	定額 （定額、1/2以内）	
5	<u>農業教育高度化事業（別記5）</u> 農業大学校、農業高校などの農業教育機関における農業教育の高度化を図るため、全国段階において、農業教育機関の指導者や学生を対象とした研修等の開催、 <u>オンライン研修等の実施</u> を支援するとともに、地域段階において、各都道府県が作成する「農業教育高度化プラン」の実現に向けた取組を支援する事業。	公募選定団体	定額、 1/2 以内	ア（略）
	イ 都道府県事業 （ア）・（イ）（略） （ウ） <u>農業教育機関等</u> におけるeラーニングの導入 （エ）・（オ）（略） （新設） <u>（カ）その他の取組</u>	全国農業委員会ネットワーク機構	定額 （定額、1/2以内）	
6	<u>農業人材確保推進事業（別記6）</u>			

ア・イ (略) (削る。)	(略) (削る。)	(削る。)	ア・イ (略) 立 農業インターンシップ支援事業 就業前の短期農業就業体験の実施 7 農業者キャリアアップ支援事業 (別記7) 農業者がスマート農業や有機農業などの新たな技術やこれらの技術を導入する際の基盤となる経営力を強化するための手法等を習得できる研修モデルの構築・実施を支援する事業。	(略) 公募選定団体	定額 定額 (定額)
(削る。)	(削る。)	(削る。)		全国農業委員会 会ネットワーク機構	

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前の新規就農者育成総合対策実施要綱の規定に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

改正後	改正前
(別記1) 経営発展支援事業 第1 事業の趣旨 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援するとともに、<u>地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の早期実現に向けて、将来の農地の受け手となる新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組を支援する。</u> 第2 事業の種類 1 経営発展支援事業 (1) 通常枠 次世代を担う農業者となることを志向し、就農後の経営発展に資する取組を行う場合、都道府県支援分の2倍を国が支援する事業 (2) 地域計画早期実現支援枠 <u>将来の農地の受け手となる新規就農者等が実施する農業用機械・施設等の修繕・撤去・移設等の経営資源の有効利用に向けた取組、法人化や専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組、農業用機械・施設等の導入を支援する事業</u> 2 (略)	(別記1) 経営発展支援事業 第1 事業の趣旨 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。 第2 事業の種類 1 経営発展支援事業 (新設) 次世代を担う農業者となることを志向し、就農後の経営発展に資する取組を行う場合、都道府県支援分の2倍を国が支援する事業 (新設) 2 (略)

第5-1 事業内容（通常枠）

1 交付対象者の要件

取組主体は、以下の要件を満たす者又は法人（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

(1) ～ (5) (略)

(6) 地域計画のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項に規定する地図をいう。以下同じ。）に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。

ただし、交付対象者が東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村をいう。以下「原子力被災12市町村」という。）若しくは令和6年能登半島地震の被災市町村（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。以下同じ。）又は市街化区域において営農する場合は、この限りでない。

(7) 本事業、雇用就農資金等実施要綱（令和7年〇月〇日付け6経営第〇号農林水産事務次官依命通知）別記1の雇用就農資金（以下「雇用就農資金」という。）、雇用就農緊急対策実施要綱（令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知）の別記2雇用就農緊急支援資金（以下「雇用就農緊急支援資金」という。）、新規就農者確保緊急対策実

第5 事業内容

1 交付対象者の要件

取組主体は、以下の要件を満たす者又は法人（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

(1) ～ (5) (略)

(6) 地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる」と判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下別記1において「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。

(7) 本事業、別記3の雇用就農資金、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記6の初期投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）若しくは新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記2の初期投資

施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記6の初期投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）若しくは新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記2の世代交代・初期投資促進事業（以下「初期投資促進事業等」という。）による助成金又は経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業（以下「経営継承・発展支援事業」という。）による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(8) ～ (11) (略)

2 助成対象

(1) ・ (2) (略)

(3) (1) の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

ア (略)

イ 機械・施設等の整備に当たっては、一般競争入札の実施、複数の業者からの見積り徴取等により、公正な業者選定及び事業費の低減に向けた取組を行うこと。

ウ (1) のアについては次に掲げる基準を満たすこと。

(ア) ～ (ク) (略)

(ケ) 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植え機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）を当該機械

促進事業（以下「令和5年度補正初期投資促進事業」という。）による助成金又は経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(8) ～ (11) (略)

2 助成対象

(1) ・ (2) (略)

(3) (1) の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

ア (略)

イ 機械・施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、複数の業者からの見積り徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。

ウ (1) のアについては次に掲げる基準を満たすこと。

(ア) ～ (ク) (略)

(ケ) 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植え機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）を当該機械

メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPI (Application Programming Interface : 複数のアプリケーション等を接続 (連携) するために必要な仕組み) を自社のウェブサイトに農業データ連携基盤等で公表し、農機データを連携できる環境を整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合又は導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと取組主体が認める場合は除く。

(コ) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査(以下「安全性検査」という。)の対象となっている農用トラクター (乗用型・歩行型)、田植機、コンバイン (自脱型) 又は乾燥機 (穀物用循環型) のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとすること。

(4) (略)

3 助成額

(1) ・ (2) (略)

(3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であつて、第5-1の1の(1)の要件を満たす者 (当該法人が目標地図に位置づけられた者等に限る。) については、経営開始資金又は経営開始支援資金の交付を受ける者にあつては500万円、

メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPI (Application Programming Interface : 複数のアプリケーション等を接続 (連携) するために必要な仕組み) を自社のウェブサイトに農業データ連携基盤等で公表し、農機データを連携できる環境を整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合及び導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと取組主体が認める場合は除く。

(新設)

(4) (略)

3 助成額

(1) ・ (2) (略)

(3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であつて、第5の1の(1)の要件を満たす者 (当該法人が目標地図に位置づけられた者等に限る。) については、経営開始資金又は経営開始支援資金の交付を受ける者にあつては500万円、受け

受けない者にあつては1,000万円（当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始資金又は経営開始支援資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円）を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。

なお、令和5年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

4・5（略）

第5-2 事業内容（地域計画早期実現支援枠）

1 交付対象者の要件

取組主体は、以下の要件を満たす者又は6により交付対象者と共同で申請を行う者（以下「共同申請者」という。）に對し、予算の範囲内で助成金を交付する。

（1）独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の新規就農者又はその者が経営する法人であること。

（2）事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者又は法人（当該農業経営の主宰権を有する役員に就任した時の年齢が原則50歳未満、かつ、事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る。）であること。

（3）次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている、又はする予定であること。

ア 農地の所有権又は利用権（農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、令和4年改正法附則第5条の規定に基づく公告が

ない者にあつては1,000万円（当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始資金又は経営開始支援資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円）を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。

なお、令和5年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

4・5（略）

（新設）

あったもの、令和４年改正法附則第９条の規定に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第４条の規定に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者（交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。）が有していること。

イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

（４）青年等就農計画又は農業経営改善計画（基盤強化法第12条第１項に規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。）の認定を受けること。

（５）地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれ、かつ、当該地域計画が以下のア又はイを満たすこと。

ア 将来像が明確化された地域計画（以下の（ア）及び（イ）を満たす地域計画）

（ア）農用地の将来に関する目標

次に掲げる基準を全て満たすものであること。

a 地域計画における「将来の目標とする集積率」（以下

「目標集積率」という。)が「現状の集積率」(以下「現状集積率」という。)を下回らないこと。

b 目標集積率が8割以上であること。

※ ただし、都府県にあっては、農業地域類型(「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。)が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。

(a) 現状集積率が5割未満の場合にあっては、6割以上であること。

(b) 現状集積率が5割以上6割未満の場合にあっては、現状集積率から10ポイント以上増加するものであること。

(c) 現状集積率が6割以上の場合にあっては、6割以上であること。

(イ) 受け手不在農地の面積の割合

地域計画における区域内の農用地等面積から地域内の農業を担う者一覧に掲げる者の10年後における経営面積及び作業受託面積の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

a 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満であること。

b 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること。

(ウ) 将来像が明確化された地域計画の要件を判断するに当

たっての留意事項

a アの地域計画に複数の目標地図が含まれている場合
にあっては、地域計画を単位として判断するものとす
る。

b 交付対象者が複数の地域計画に位置付けられる場合
にあっては、受益地の過半が将来像が明確化された地
域計画に含まれるものとする。

イ 目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画
(6) 5の成果目標を4の目標年度までに達成可能な就農・経営
継承計画兼取組状況報告(別紙様式第1号-2)(以下「就農・
経営継承計画等」という。)であると取組主体に認められる
こと。

(7) 青色申告を行うこと。

(8) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者が金融機関
から融資を受けること。

(9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ぼろ
ぼろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、都道府県に
よる飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われてい
ること。

(10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域の
コミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・
発展に向けた活動に協力する意思があること。

(11) 本事業、別記2経営開始資金、令和4年度補正初期投資促
進事業、若しくは新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の
別記1就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金

による助成金又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(12) みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む意思があること。

2 助成対象

助成の対象となる事業内容は、次に掲げる取組であって、交付対象者の円滑な就農・経営発展を目的として取り組むものであり、かつ、5の成果目標の達成に直結するものとする。

(1) 経営資源の有効利用に向けた取組

農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するため必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費

(2) 円滑な経営移譲に向けた取組

法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費（定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等）

(3) 経営発展に向けた取組

第5-1の2の(1)に掲げる取組に要する経費)

3 助成額

(1) 補助率

ア 2の(1)及び(2)の取組については、補助率1/3以内とする。

イ 2の(3)の取組については、当該取組に当たり都道府県が支援する額の2倍（整備等内容ごとにそれぞれ千円未満切捨て）を支援する。ただし、国の支援は補助率1/2以内とする。

(2) 補助額

国の補助額の上限は、600万円とする。

4 目標年度

事業実施年度の3年後の年度とする。

5 成果目標

成果目標は、以下の(1)及び(2)とする。

(1) 農業経営改善計画の認定を受けること。

(2) 以下のア又はイを達成すること。

ア 交付対象者が1の(5)のアの地域計画に位置付けられる場合

目標年度の経営規模(作付面積、飼養頭数、農業所得、販売額のいずれか。以下同じ。)が、事業実施年度の経営規模より増加していること。

イ 交付対象者が1の(5)のイの地域計画に位置付けられる場合

目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模の120%以上となること。

ただし、以下の(ア)又は(イ)に該当する場合にあっては、目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模の110%以上となること。

(ア) 主たる品目について、事業実施年度の経営規模が、地域内の農業を担う者の平均を上回っている。

(イ) 事業実施年度の経営規模が、市町村基本構想(基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)における新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を上回っている。

6 共同申請

(1) 交付対象者は、2の(1)又は(2)の取組を実施する場合に限り、経営移譲者等(第8の7の(1)地域サポート計画に位置付けられた関係機関を含む。)と共同申請を行うことができる。ただし、共同申請者が2の(3)の取組を実施することはできない。

(2) 共同申請を行う場合は、交付対象者と共同申請者の間で、就農・経営継承計画等において、農業経営の継承や就農後の経営発展に向けた取組内容・スケジュール、経営資産の譲渡時期・譲渡額、法人化の時期等を定め、当該内容に基づき、取組を実施するものとする。

(3) 共同申請者が本事業により整備した経営資源については、原則として目標年度までの間に交付対象者に譲渡し、又は目標年度までの間、交付対象者に貸し付ける(当該経営資源が農地等の不動産の場合に限る。)ものとする。

(4) 共同申請者が本事業により整備した機械・施設等を交付対象者に譲渡し、又は貸し付ける場合、その譲渡額又は賃借料は、「当該機械・施設等の残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額－助成額」により算出される額以内とする。

7 留意事項

(1) 交付対象者が研修中であるなど、事業実施時点において経営を開始していない場合は、6による共同申請を行うこととする。その際、交付対象者は、原則として、事業実施年度の翌年度までに経営を開始し、1の要件を満たすことを確約すること。また、この場合、1、4及び5の「事業

実施年度」を「経営開始年度」に読み替えるものとする。

(2) 経営移譲者等（共同申請者を含む。）が所有する土地、建物、機械、株式等の資産の購入又は賃貸借に係る経費（所得税、法人税、贈与税、不動産取得税、固定資産税等を含む。）、訴訟等に係る費用、交付対象者の就農・経営発展に関係しない経費、補助事業実施の有無にかかわらず発生する経費、本事業以外の国の助成事業による支援を受け、又は受ける予定となっている経費は補助対象としない（融資に関する利子の助成措置を除く。）。

(3) 同一の機械・施設等に対し、2の（1）及び（3）を併用することは不可とする。

(4) 2の（1）の事業費は25万円以上とする。

(5) 2の（1）において対象となる機械・施設等は、第5－1の2の（3）のイ、ウの（イ）及び（4）に準ずるものとする。

(6) 補助事業等により取得した財産の修繕、移設、撤去等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

(7) 交付対象者は、本事業により整備した機械・施設等について、就農・経営継承計画等により、その利用状況を報告すること。また、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって適切な管理を行うとともに、本事業の目的に従って効率的運用を図ること。

第6 交付対象者の手続

1 交付対象者事業計画の承認申請

本事業の助成を受けようとする者又は法人は、交付対象者事業計画（経営発展支援事業計画等又は就農・経営継承計画）をいう。以下同じ。）を作成し、取組主体に承認申請する。

なお、交付対象者事業計画を作成するに当たっては、取組主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、都道府県普及指導センター等の関係機関、第8の7のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けることとする。

2 交付対象者事業計画の変更申請

交付対象者は、交付対象者事業計画に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止する場合は、取組主体に計画の変更を承認申請する。

3 (略)

4 実績報告

交付対象者は、交付対象者事業計画に記載された取組を完了したときは、実績報告兼助成金支払請求書（別紙様式第3号）を作成し、取組主体に報告する。

5 就農状況報告等

(1) 就農状況報告

交付対象者は、事業実施の翌年度から交付対象者事業計画に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末

第6 交付対象者の手続

1 経営発展支援事業計画等の承認申請

本事業の助成を受けようとする者又は法人は、経営発展支援事業計画等を作成し、取組主体に承認申請する。

なお、経営発展支援事業計画等を作成するに当たっては、取組主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、都道府県普及指導センター等の関係機関、第8の7のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けることとする。

2 経営発展支援事業計画等の変更申請

交付対象者は、経営発展支援事業計画等に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止する場合は、取組主体に計画の変更を承認申請する。

3 (略)

4 実績報告

交付対象者は、経営発展支援事業計画等に記載された取組を完了したときは、実績報告兼助成金支払請求書（別紙様式第3号）を作成し、取組主体に報告する。

5 就農状況報告等

(1) 就農状況報告

交付対象者は、事業実施の翌年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1

までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況報告等（就農状況報告（別紙様式第4号）又は就農・経営継承計画をいう。以下同じ。）を取組主体に提出する。

また、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告等を提出する際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第4号別添5の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出する。

(2) ・ (3) (略)

6 (略)

第7 都道府県の手続等

1 (略)

2 サポート体制の整備

都道府県は、交付対象者が円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制を別記5の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」とい

月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況報告（別紙様式第4号）を取組主体に提出する。

また、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第4号別添5の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出する。

(2) ・ (3) (略)

6 (略)

第7 都道府県の手続等

1 (略)

2 サポート体制の整備

都道府県は、交付対象者が円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制を別記6の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」とい

う。)において公表するものとする。ただし、別記2の別紙様式第24号別添(別紙)又は就農準備・経営開始支援事業の別紙様式第24号別添(別紙)の都道府県サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業のサポート体制を整備し、公表したものと見なすことができる。

3 (略)

第8 取組主体の手続等

1 交付対象者事業計画作成への助言及び指導

取組主体は、本事業の助成を受けようとする者又は法人が交付対象者事業計画を作成するに当たっては、当該者又は法人に対し、都道府県普及指導センター等の関係機関、7のサポート体制の関係者等と協力して、交付対象者事業計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

2 交付対象者事業計画の承認

取組主体は、本事業の助成を受けようとする者又は法人から交付対象者事業計画の承認申請があった場合には、内容について審査し、第9の2の(3)により都道府県に承認を受けた市町村事業計画に基づき、第9の2の(3)により都道府県に承認するものとする。交付対象者事業計画を承認した場合は、申請した者又は法人に通知する。

3 交付対象者事業計画の変更の承認

う。)において公表するものとする。ただし、別記2の別紙様式第24号別添(別紙)又は就農準備・経営開始支援事業の別紙様式第24号別添(別紙)の都道府県サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業のサポート体制を整備し、公表したものと見なすことができる。

3 (略)

第8 取組主体の手続等

1 経営発展支援事業計画等作成への助言及び指導

取組主体は、本事業の助成を受けようとする者又は法人が経営発展支援事業計画等を作成するに当たっては、当該者又は法人に対し、都道府県普及指導センター等の関係機関、7のサポート体制の関係者等と協力して、経営発展支援事業計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

2 経営発展支援事業計画等の承認

取組主体は、本事業の助成を受けようとする者又は法人から経営発展支援事業計画等の承認申請があった場合には、内容について審査し、第9の2の(3)により都道府県に承認を受けた市町村経営発展支援計画に基づき、第9の2の(3)により都道府県に承認するものとする。経営発展支援事業計画等を承認した場合は、申請した者又は法人に通知する。

3 経営発展支援事業計画等の変更の承認

取組主体は、<u>交付対象者事業計画</u>の変更申請があった場合は、2の手続に準じて、承認する。	取組主体は、<u>経営発展支援事業計画等</u>の変更申請があった場合は、2の手続に準じて、承認する。
4 (略)	4 (略)
5 就農状況等の確認 (1) <u>就農状況報告等の確認</u>	5 就農状況等の確認 (1) <u>就農状況報告の確認</u> 就農状況報告を受けた取組主体は、7のサポートチームと協力し、実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、<u>就農状況報告の確認</u>、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第7号)を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。
(2) 経営状況の確認	(2) 経営状況の確認 取組主体は、(1)の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、事業実施の翌年度から交付対象者事業計画に定めた目標年度まで、必ず年1回は、以下のアからウまでの方法により、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第7号)を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。
ア 交付対象者への面談 (ア)・(イ) (略) (ウ) <u>交付対象者事業計画</u>の達成に向けた取組状況 (エ) (略)	ア 交付対象者への面談 (ア)・(イ) (略) (ウ) <u>経営発展支援事業計画等</u>の達成に向けた取組状況 (エ) (略)

イ・ウ (略) (3) (略) 6 (略)	イ・ウ (略) (3) (略) 6 (略)
7 サポート体制の整備 (1)・(2) (略) (3) 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着して いけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げるア及びビに ついて、サポートチームは次に掲げるウについて行うものと する。 ア 1の経営発展支援事業計画等作成への助言及び指導 イ・ウ (略)	7 サポート体制の整備 (1)・(2) (略) (3) 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着して いけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げるア及びビに ついて、サポートチームは次に掲げるウについて行うものと する。 ア 1の交付対象者事業計画作成への助言及び指導 イ・ウ (略)
8 整備した機械・施設等の管理運営等 取組主体は、交付対象者に対し、第5の2(1)により整備 した機械・施設、家畜、果樹・茶の改植を行った樹園地等を、 常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、 その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運 営するよう指導するものとする。 (1) 管理方法 ア 取組主体は、交付対象者が第5の2(1)により整備した 機械・施設、家畜(肥育牛を除く。)等について、助成金の 交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数に相 当する期間(リースの場合はリース期間)に準じて処分制限	8 整備した機械・施設等の管理運営等 取組主体は、交付対象者に対し、本事業により導入した機械・ 施設、家畜(肥育牛を除く。)、果樹・茶の改植を行った樹園 地等(以下「導入機械等」という。)を、常に良好な状態で管 理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即し て最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するよう指導する ものとする。 (1) 管理方法 ア 取組主体は、導入機械等について、助成金の交付目的に沿 った適正な管理を行わせるため、交付対象者に対し、耐用年 数に相当する期間(リースの場合はリース期間)に準じて処 分制限期間を設定させるものとする。

期間を設定させるものとする。

イ 取組主体は、交付対象者に対し、第5の2（1）により整備した機械・施設、家畜（肥育牛を除く。）等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。

ウ 取組主体は、交付対象者に対し、第5の2（1）アの機械・施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌、利用簿等を適宜作成、整備及び保存させるものとする。

エ (略)

(2) 財産処分の手続

取組主体は、交付対象者が第5の2（1）により整備した機械・施設、家畜等について、（1）のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第22条に準じた財産処分として、都道府県、市町村交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、取組主体の承認を受けさせるものとする。また、取組主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

(3) ・ (4) (略)

9 (略)

10 交付対象者情報の共有
(1) ～ (3) (略)

イ 取組主体は、交付対象者に対し、導入機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。

ウ 取組主体は、交付対象者に対し、本事業により導入した機械・施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌、利用簿等を適宜作成、整備及び保存させるものとする。

エ (略)

(2) 財産処分の手続

取組主体は、導入機械等について、交付対象者が（1）のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第22条に準じた財産処分として、都道府県、市町村交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、取組主体の承認を受けさせるものとする。また、取組主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

(3) ・ (4) (略)

9 (略)

10 交付対象者情報の共有
(1) ～ (3) (略)

(4) 取組主体等は、雇用就農資金及び雇用就農緊急支援資金の第6の10の照会があった場合、交付対象者の就農状況に関する情報を提供する。

(5) (略)

第9 事業計画等

1 (略)

2 事業計画の作成

(1) (略)

(2) 都道府県事業計画の作成

ア 都道府県は、本事業の助成を受けようとする者又は法人の取組の内容について適当であるか等を確認し、別表1-1の1のポイント表及び第7の1の(4)で設定した都道府県加算ポイント、地域計画早期実現支援枠については別表1-2の1のポイント表によりポイント付けの上、都道府県経営発展支援事業計画(別紙様式第9号。以下「都道府県事業計画」という。)を作成し、地方農政局長(北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出する。

イ 国は、アで提出のあった都道府県事業計画について、本事業の助成を受けようとする者又は法人の取組をポイントの高い順に予算の範囲内で採択するものとする。なお、同ポイントの場合は国庫助成金の低い事業、国庫助成金も同額である場合は総事業費の高い取組計画を優先的に採択する。ただし、別表1-1の1の共通ポイントの合計値が9点未

(4) 取組主体等は、別記3の雇用就農資金の第6の10の照会があった場合、交付対象者の就農状況に関する情報を提供する。

(5) (略)

第9 事業計画等

1 (略)

2 事業計画の作成

(1) (略)

(2) 都道府県経営発展支援事業計画の作成

ア 都道府県は、本事業の助成を受けようとする者又は法人の取組の内容について適当であるか等を確認し、別表1-1の1のポイント表及び第7の1の(4)で設定した都道府県加算ポイントによりポイント付けの上、都道府県経営発展支援事業計画(別紙様式第9号)を作成し、地方農政局長(北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出する。

イ 国は、アで提出のあった都道府県経営発展支援事業計画について、本事業の助成を受けようとする者又は法人の取組をポイントの高い順に予算の範囲内で採択するものとする。なお、同ポイントの場合は国庫助成金の低い事業、国庫助成金も同額である場合は総事業費の高い取組計画を優先的に採択する。

満の場合は、採択しないものとする。

ウ 地方農政局長は、イで採択されることになった取組に係る都道府県事業計画を承認し、通知する。

(3) 市町村事業計画の作成

市町村は、本事業の助成を受けようとする者又は法人の交付対象者事業計画について適当であるか確認の上、市町村経営発展支援事業計画（別紙様式第10号。以下「市町村事業計画」という。）を作成し、都道府県の承認を得る。

なお、市町村は、(2)のアで都道府県が行うポイント付けについて、関連する書類の確認等に協力するものとする。

(4) 計画の重要な変更

(2)の都道府県事業計画、(3)の市町村事業計画について、以下の項目につき変更を行う場合は、それぞれの手続に準じて行うものとする。

ア～エ (略)

3 (略)

4 事業実績報告の作成

(1) (略)

(2) 都道府県事業実績報告の作成

ア 都道府県は、都道府県経営発展支援事業実績報告（別紙様式第9号。以下「都道府県事業実績報告」という。）を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに地方農政局長に報告する。

都道府県は、都道府県事業実績報告の作成に当たり、新規

ウ 地方農政局長は、イで採択されることになった取組に係る都道府県経営発展支援事業計画を承認し、通知する。

(3) 市町村経営発展支援事業計画の作成

市町村は、本事業の助成を受けようとする者又は法人の経営発展支援事業計画等について適当であるか確認の上、市町村経営発展支援事業計画（別紙様式第10号）を作成し、都道府県の承認を得る。

なお、市町村は、(2)のアで都道府県が行うポイント付けについて、関連する書類の確認等に協力するものとする。

(4) 計画の重要な変更

(2)の都道府県経営発展支援事業計画、(3)の市町村経営発展支援事業計画について、以下の項目につき変更を行う場合は、それぞれの手続に準じて行うものとする。

ア～エ (略)

3 (略)

4 事業実績報告の作成

(1) (略)

(2) 都道府県経営発展支援事業実績報告の作成

ア 都道府県は、都道府県経営発展支援事業実績報告（別紙様式第9号）を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに地方農政局長に報告する。

都道府県は、都道府県経営発展支援事業実績報告の作成に当たり、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者

就農者に関する目標の達成状況、交付対象者事業計画の進捗状況、達成状況等の評価を行うこととする。

また、(3)により目標年度の翌年度に市町村から改善措置の報告があった場合は、必要に応じて、市町村及び交付対象者に対し、ヒアリングを実施するなどし、改善に向けた指導及び助言を行うものとする。

イ (略)

(3) 市町村事業実績報告の作成

市町村は、市町村経営発展支援事業実績報告(別紙様式第10号。以下「市町村事業実績報告」という。)を作成し、都道府県に報告する。

市町村事業実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者事業計画の進捗状況、達成状況等の評価を行うこととする。

また、目標年度の翌年度の7月末の就農状況報告の確認において、交付対象者が交付対象者事業計画で実施することとしていた取組を未実施又は達成していなかった場合は、翌年度を目標とする改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講じ、併せて報告する。

(4) (略)

第10 推進事業

助成金の交付事業(令和4年度補正初期投資促進事業及び初期投資促進事業等を含む。)を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等は推進事業として以下の事業を実施することができ、推進事業の対象経費(以下「推進事業

の経営発展支援事業計画等の進捗状況、達成状況等の評価を行うこととする。

また、(3)により目標年度の翌年度に市町村から改善措置の報告があった場合は、必要に応じて、市町村及び交付対象者に対し、ヒアリングを実施するなどし、改善に向けた指導及び助言を行うものとする。

イ (略)

(3) 市町村経営発展支援事業実績報告の作成

市町村は、市町村経営発展支援事業実績報告(別紙様式第10号)を作成し、都道府県に報告する。

市町村経営発展支援事業実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者の経営発展支援事業計画等の進捗状況、達成状況等の評価を行うこととする。

また、目標年度の翌年度の7月末の就農状況報告の確認において、交付対象者が経営発展支援事業計画等で実施することとしていた取組を未実施又は達成していなかった場合は、翌年度を目標とする改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講じ、併せて報告する。

(4) (略)

第10 推進事業

助成金の交付事業(令和4年度補正初期投資促進事業及び令和5年度補正初期投資促進事業を含む。)を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等は推進事業として以下の事業を実施することができ、推進事業の対象経費(以

費」という。)は別表2のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等の会計に属する助成金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、本事業に要する推進事業費に充てることができるものとする。

- 1 助成金の交付事業の実施に関する事務
- 2 助成金の交付事業に関する普及活動 (地域計画早期実現支援枠に限る。)
- 3 助成金の交付事業の交付対象者の指導活動

(別表1-1)

1 (略)

2 都道府県加算ポイント

(1) 都道府県は、本事業の実施を要望した者の数(1の共通ポイントの合計値が9点以上の者に限る。)に3を乗じて得た数(直近年度の認定新規就農者の新規認定数が、直近年度の前年度の新規認定数を上回っている都道府県にあっては、3.3を乗じて得た数(小数点以下切り捨て))を都道府県加算ポイントとして使用できる。

(2) 都道府県は、(1)のポイントの範囲内で新規就農者に求める取組等を設定し、取組主体から申請のあった本事業の助成を受けようとする者に対して、都道府県加算ポイント付けすることができる。ただし、付与できるポイント数は、当該申請者の共通ポイントの合計値の $1/2$ (小数点以下切り捨て)を上限とする。

(別表1-2)

地域計画早期実現支援枠におけるポイント表

下「推進事業費」という。)は別表2のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等の会計に属する助成金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、本事業に要する推進事業費に充てることができるものとする。

- 1 助成金の交付事業の実施に関する事務
(新設)
- 2 助成金の交付事業の交付対象者の指導活動

(別表1)

1 (略)

2 都道府県加算ポイント

(1) 都道府県は、過去(事業実施の前々年度までの3年間の平均)の認定新規就農者の新規認定数と本事業の実施を要望した者の数の平均に3を乗じて得た数を都道府県加算ポイントとして使用できる。

(2) 都道府県は、(1)のポイントの範囲内で新規就農者に求める取組等を設定し、取組主体から申請のあった本事業の助成を受けようとする者に対して、都道府県加算ポイント付けすることができる。

(新設)

No.	項目	ポイント
1	研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている ② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている ③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている
2	サポート体制	①-1 地域サポート計画が策定されている ①-2 ①-1に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている ①-3 ①-2に加え、①-1の地域サポート計画の支援分野の全て^{*1}について、担当機関・部署が明確になっている ②-1 第5-2の2の(1)及び(2)の取組について、都道府県又は市町村が合わせて、補助率1/3以上の支援を実施する ②-2 第5-2の2の(1)及び(2)の取組について、都道府県

		又は市町村が合わせて、補助率1／6以上の支援を実施する	3
3	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録(施肥量、農薬散布量、作業時間等)を毎日つける ② ①に加え、GAP 認証等を取得する※2	1 3
4	経営の発展	目標年度の経営規模の増加割合が、成果目標で定める基準より 50 ポイント以上高い 40 ポイント以上高い 30 ポイント以上高い 20 ポイント以上高い 10 ポイント以上高い	5 4 3 2 1
5	法人化	① 農業経営を法人化している、又は事業実施年度内に法人化する ② 目標年度までに農業経営を法人化する	5 3
6	家族経営協定を書面で締結している※3		1
7	農業版事業継続計画 (BCP) を策定している		1
8	データを活用した農業を実践する		2
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける		2
合計 (最大)			30
※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援(住居、子育て等)」、「事務局・全体調整」。			

※2 JGAP、ASIAGAP 若しくは GLOBALG. A. P. の認証を取得し、又は国際水準 GAP ガイドラインに準拠した都道府県 GAP のうち、自治体等が農業者の都道府県 GAP への取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格したものも含まれるものとする。

※3 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

(別紙)

機械・施設等をリース導入する場合の留意点等

1 申請方式については、交付対象者とリース契約予定事業者との共同申請を原則とすること。この場合の助成金は、交付対象者が選定した機械・施設等の購入を行ったリース事業者（リース導入共同申請者）へ支払うこととする。

2・3 (略)

別紙様式第1号-1

経営発展支援事業申請追加資料

令和 年 月 日

殿

住所：

(別紙)

機械・施設等をリース導入する場合の留意点等

1 申請方式については、交付対象者とリース契約予定事業者との共同申請を原則とすること。この場合の助成金は、交付対象者が選定した機械・施設等の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ支払うこととする。

2・3 (略)

別紙様式第1号

経営発展支援事業申請追加資料

令和 年 月 日

殿

住所：

氏 名：
(生年月日： 年 月 日： 歳)

経営発展支援事業の実施について、関係書類を添えて承認申請します。

なお、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

1 成果目標の取組
(略)

第5-1の1の(5)の場合

目標とする取組	現状 (令和○年)	目標 (令和○年)
(略)	(略)	(略)

2～8 (略)

9 その他

経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業、 <u>初期投資促進事業等</u> 、雇用就農資金若しくは <u>雇用就農緊急支援資金</u> による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	(略)
--	-----

別紙様式第1号-2

就農・経営継承計画兼取組状況報告

氏 名：
(生年月日： 年 月 日： 歳)

経営発展支援事業の実施について、関係書類を添えて承認申請します。

なお、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

1 成果目標の取組
(略)

第5の1の(5)の場合

目標とする取組	現状 (令和○年)	目標 (令和○年)
(略)	(略)	(略)

2～8 (略)

9 その他

経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業、令和5年度補正初期投資促進事業、雇用就農資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	(略)
--	-----

(新設)

事業実施後〇年目（〇月～〇月分）

令和 年 月 日

殿

住 所：

氏 名（法人名）：

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営
第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の1の規定に基づ
き就農・経営継承計画の承認を申請します。

1 就農状況

就農状況	☐ 既に農業経営を開始している ☐ 農業経営を開始していない (現在の状態：)
経営開始 (予定) 時期	令和 年 月 独立・自営就農（予定）時の年齢：〇歳
就農 (予定) 地	
就農形態	☐ 新たに農業経営を開始※1 ☐ 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。） の農業経営とは別に新たな部門を開始※2 ☐ 親の農業経営を継承※3 [☐ 全体、 ☐ 一部] ☐ 法人の（共同）経営

- ※1 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合
- ※2 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合
- ※3 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合

2 経営概要 (※申請時に未就農の方は就農時の予定を記入)

営農類型					
経営面積	作目：	a			
飼養頭数	作目：	a			
羽数	合計：	a			
農業所得					
農業経営の構成 (交付対象者・本人・家族労働力)	氏名	生年月日 (年齢)	交付対象者との続柄 (法人経営にあつては役職)	年間の農業従事日数	担当業務
従業員数	常時雇用者数	人 (うち女性 人)			
	臨時雇用者数	人 (うち女性 人)			
法人化の予定	☐ 既に法人化している (設立時期： 年 月) ☐ 有り (時期： 年 月頃)				

☐ 無し	(法人化しない理由：)
-----------------------------	--------------

3 就農・経営継承・経営発展に向けた取組方針

--

4 共同申請

共同申請の有無	☐ 有 ☐ 無
※以下は共同申請「有」の場合のみ記載する。	
共同申請者の情報	氏名 (団体名)
	住所
	交付申請者との関係 (続柄)
経営移譲に向けた取組内容	※取組内容・スケジュール、経営資産の譲渡時期・譲渡額、法人化の時期等を具体的に記入する

※ 申請者が未就農の場合は、必ず共同申請者を設定すること。

5 取組内容 (事業内容)

経営資源の有効利用に向けた取組	
取組内容	経営資源の名称、修繕・移設・撤去等の取組の詳細を記載
取組の背景	当該経営資源の修繕・移設・撤去等を行う理由・必要性、具体的な支障の内容等を記載

取組実施者				
事業費 (円)	国費	都道府県費	市町村費	自己負担費
				合計

円滑な経営移譲に向けた取組				
取組内容	活用する専門家、相談事項、法人化に向けた取組事項等を記載			
取組の背景	取組を行う理由・必要性、経営移譲に係る支障の内容等を記載			
取組実施者				
事業費 (円)	国費	都道府県費	市町村費	自己負担費
				合計

経営発展に向けた取組				
取組内容	機械等（能力、台数）、リース機械等（能力、台数）等			
事業費 (円)	国費	都道府県費	市町村費	自己負担費
				合計

6 地域計画への位置付け

地域計画の地区名	
----------	--

地域計画の分類	☐ 将来像が明確化された地域計画 ☐ 目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画			
位置付けの状況	☐ 位置付けられている ☐ 位置付けられることが確実			
当該地域計画内での経営内容	現状	作目：	$\frac{a}{a}$	
	10年後	作目：	$\frac{a}{a}$	
	(予定)	作目：	$\frac{a}{a}$	
		作目：	$\frac{a}{a}$	

※交付対象者が複数の地域計画に位置付けられる場合は、行を追加し、全ての地域計画について記載すること。

7 成果目標

(1) 農業経営改善計画の認定

認定予定年度：令和○年度

--

(2) 経営規模※1

項目	①現状※2 (令和○年)	②目標 (令和○年)	②/①	備考※3
作付面積			%	
飼養頭数			%	
農業所得			%	
販売額			%	

※1 作付面積、飼養頭数、農業所得、販売額のいずれかを選択

※2 申請時に未就農の方は、経営開始時の予定値を記載する

※3 第5-2の5の(2)のイについて、(ア)又は(イ)に

該当する場合は記載

8 成果目標の達成状況、目標達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組
(就農状況報告時に記載)

--

9 本事業により整備した経営資源の利用状況 (取組状況報告時に記載)

--

10 地域のサポート体制について (取組状況報告時に記載)

	専属担当者 (経営・技術)	専属担当者 (営農資金)	専属担当者 (農地)
氏名又は 職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

11 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について (就農状況報告時に記載)

(どちらかにチェックする。)

	加入している
--	--------

加入していない

(「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。)

加入している農業共済等の名称

添付書類 (申請時)

別添 1 : 収支計画 * 1

別添 2 : 履歴書

別添 3 : 確約書 * 2

別添 4 : 経営を開始した時期を証明する書類 * 1

別添 5 : 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の
状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、
又は借りていることが確認できる書類 * 1

別添 6 : 身分を証明する書類 (運転免許証、パスポート等の写し)

別添 7 : 地域計画の写し * 1

別添 8 : 環境負荷低減のチェックシート * 1

* 1 申請時に未就農の場合は、経営開始後に提出する。

* 2 申請時に未就農の場合に限る。

添付書類 (取組状況報告時)

別添 9 : 作業日誌の写し * 1

別添 10 : 決算書及び確定申告時の青色申告決算書の写し * 2

(7月の報告の際のみ添付する。)

別添 11 : 環境負荷低減のチェックシート (原則、1月の報告の際の
み添付する。) * 3

別添 12 : 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の
状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、

又は借りていることが確認できる書類

(経営移譲等により名義等の変更があった場合に限る。)

* 1 別紙様式第 4 号別添 1 を添付

* 2 別紙様式第 4 号別添 2 を添付

* 3 別紙様式第 4 号別添 5 を添付

別添 1

収支計画

* 第 5-1 の 1 の (5) により経営の全部又は一部を継承する場合は「現状」の欄に継承する経営の直近 (事業実施の前年又は前々年度) の実績を記載すること。

(略)

別添 3

確約書

令和 年 月 日

殿

住 所:

氏 名:

(生年月日: 年 月 日: 歳)

私は、事業終了後に就農する予定であるため、新規就農育成総合

別添 1

収支計画

* 第 5 の 1 の (5) により経営の全部又は一部を継承する場合は「現状」の欄に継承する経営の直近 (事業実施の前年又は前々年度) の実績を記載すること。

(略)

(新設)

対策実施要綱別記1の第5-2の6の規定に基づき、原則として、
事業完了年度の翌年度までに経営を開始し、同要綱別記1の第5-
2の6の(1)に規定された要件を満たすことを確約します。

別紙様式第1号別添
個票 (機械・施設等の導入の取組用)

機械・施設導入等計画書

機械・施設等の導入の取組
(略)

注1: (略)

注2: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 販売会社の見積書の写し等
② その他取組主体が必要と認める資料
(削る。)

別紙様式第1号別添
個票 (リース方式による機械等の導入の取組用)

機械・施設等リース計画書

リース方式による機械等の導入の取組
(略)

注1～注3 (略)

別紙様式第1号別添
個票 (機械・施設等の導入の取組用)

機械・施設導入等計画書

機械・施設等の導入の取組
(略)

注1: (略)

注2: 別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。

(新設)

(新設)

注3: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 販売会社の見積書の写し等
② その他取組主体が必要と認める資料

別紙様式第1号別添
個票 (リース方式による機械等の導入の取組用)

機械・施設等リース計画書

リース方式による機械等の導入の取組
(略)

注1～注3 (略)

(削る。)

注4： 添付書類は、以下のとおり。

- ① 販売会社の見積書の写し等（全社分）
- ② その他事業実施主体が必要と認める資料

別紙様式第2号

経営発展支援事業交付申請書

令和 年 月 日

殿

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の3の規定に基づき交付を申請します。

交付申請額	円
うち国費助成金	円
うち都道府県負担額	円
うち市町村負担額	円
うちその他	円
【参考】自己負担	円

資金の振込口座
(略)

注4： 別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。

注5： 添付書類は、以下のとおり。

- ① 販売会社の見積書の写し等（全社分）
- ② その他事業実施主体が必要と認める資料

別紙様式第2号

経営発展支援交付申請書

令和 年 月 日

殿

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の3の規定に基づき交付を申請します。

交付申請額	円
うち国費助成金	円
うち都道府県負担額	円
(新設)	(新設)
うちその他	円
【参考】自己負担	円

資金の振込口座
(略)

別紙様式第4号

就農状況報告

事業実施後〇年目（〇～〇月分）

令和 年 月 日

殿

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の5の（1）の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. (略)

2. 第5-1の1の（5）の場合

目標とする取組	現状（令和〇年）	目標（令和〇年）
(略)	(略)	(略)

3. ～8. (略)

別添2

決算書

(〇年目 年 月 ～ 年 月)

(略)

※ 計画欄には、別紙様式第1号-1の別添1又は別紙様式第1号-2の別添1の収支計画に記載の該年度の計画値を記載すること。

別紙様式第4号

就農状況報告

事業実施後〇年目（〇～〇月分）

令和 年 月 日

殿

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の5の（1）の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. (略)

2. 第5の1の（5）の場合

目標とする取組	現状（令和〇年）	目標（令和〇年）
(略)	(略)	(略)

3. ～8. (略)

別添2

決算書

(〇年目 年 月 ～ 年 月)

(略)

※ 計画欄には、別紙様式第1号の別添1の収支計画に記載の該年度の計画値を記載すること。

別紙様式第 7 号

就農状況確認チェックリスト (参考例)

(略)

1 交付対象者への面談用 (これまでの状況について聞き取ってください。)

ア・イ (略)

ウ 経営発展支援事業計画等及び就農・経営継承計画の達成に向けた取組状況

(略)

エ (略)

2～4 (略)

別紙様式第 9 号別添

都道府県経営発展支援

☐ 事業計画
☐ 実績報告

事業実施年度 : 令和 年度
都道府県名 :
市町村名 :

第 1 事業計画

1 事業の交付計画 (実績)

	交付申請者数	交付金額
--	--------	------

別紙様式第 7 号

就農状況確認チェックリスト (参考例)

(略)

1 交付対象者への面談用 (これまでの状況について聞き取ってください。)

ア・イ (略)

ウ 経営発展支援事業計画等の達成に向けた取組状況

(略)

エ (略)

2～4 (略)

別紙様式第 9 号別添

都道府県経営発展支援

☐ 事業計画
☐ 実績報告

事業実施年度 : 令和 年度
都道府県名 :
市町村名 :

第 1 事業計画

1 事業の交付計画 (実績)

	交付申請者数	交付金額
--	--------	------

	(人)	(円)	うち国 庫助成 金(円)	うち都 道府県 負担額 (円)
通常枠				
地域計画 早期実現 支援枠				
合 計				

※ 通常枠：別紙1で候補者（交付対象者）の一覧を添付すること。

※ 地域計画早期実現支援枠：就農・経営継承計画（別紙様式第1号
－2）を添付すること。

2 推進事業に関する計画（実績）

（1）略

（2）都道府県推進事業計画（実績）

	事項	内容	金額（円）
通常枠	①事業実施に係る 事務		
	②交付対象者への 指導活動		
地域計画 早期実現 支援枠	①事業実施に係る 事務		合計
	②交付対象者への 指導活動		
	③事業の普及活動		
合計			合計

	(人)	(円)
合 計		

※ 別紙1で候補者（交付対象者）の一覧を添付すること。

2 推進事業に関する計画（実績）

（1）略

（2）都道府県推進事業計画（実績）

事項	内容	金額（円）
①事業実施に係る事務		
②交付対象者への指導活動		
合計（略）		

3 事業費合計

事業費 (円)
通常枠
地域計画
早期実現
支援枠
合 計

第2・第3 (略)

別紙様式第9号別添 (添付資料)

(略)

別紙1-1 (第5-1の1の(9)に該当する申請者がいる場合に
限る)

(略)

別紙様式第10号別添

市町村経営発展支援

- ☐ 事業計画
☐ 実績報告

事業実施年度 : 令和 年度
都道府県名 :
市町村名 :

第1 事業計画

1 事業の交付計画 (実績)

3 事業費合計

金額 (円)

第2・第3 (略)

別紙様式第9号別添 (添付資料)

(略)

別紙1-1 (第5の1の(9)に該当する申請者がいる場合に
限る)

別紙様式第10号別添

市町村経営発展支援

- ☐ 事業計画
☐ 実績報告

事業実施年度 : 令和 年度
都道府県名 :
市町村名 :

第1 事業計画

1 事業の交付計画 (実績)

	交付申請者数 (人)	交付金額 (円)	うち国庫 助成金 (円)	うち都 道府県 負担額 (円)
通常枠				
地域計画 早期実現 支援枠				
合 計				

※ 通常枠：別紙1で候補者（交付対象者）の一覧を添付すること。
 ※ 地域計画早期実現支援枠：就農・経営継承計画（別紙様式第1号
 一2）を添付すること。

2 推進事業に関する計画（実績）

	事項	内容	金額（円）
通常枠	①事業実施に係る 事務		
	②交付対象者への 指導活動		
地域計画 早期実現 支援枠	①事業実施に係る 事務		合計
	②交付対象者への 指導活動		
	③事業の普及活動		
合計			合計

3 事業費合計

	交付申請者数 (人)	交付金額 (円)
合 計		

※ 別紙1で候補者（交付対象者）の一覧を添付すること。

2 推進事業に関する計画（実績）

事項	内容	金額（円）
①事業実施に係る 事務		
②交付対象者 への指導活動		
合計		

3 事業費合計

	事業費 (円)
経営発展 支援	
地域計画 早期実現 支援	
合 計	

第2・第3 (略)

別紙様式第12号

経営発展支援事業に係る個人情報の取扱いについて

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、個人情報保護法(平成15年法律第57号)等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、準備支援資金交付対象者及び開始支援資金交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

(別紙)

殿

個人情報の取扱い (例)

金額 (円)

第2・第3 (略)

別紙様式第12号

経営発展支援事業に係る個人情報の取扱いについて

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、準備支援資金交付対象者及び開始支援資金交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

(別紙)

殿

個人情報の取扱い (例)

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

経営発展支援事業に係る個人情報の取扱いについて	
交付主体は、経営発展支援事業の実施に際して得た個人情報について、<u>個人情報保護法（平成15年法律第57号）</u>等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。 また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就業状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。	
関係機関 （注）	国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、農業経営・就農支援センター、市町村、農業共済組合 （※ その他追加する機関があれば明確にするこ と。）

個人情報の取扱いの確認	
「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します 令和 年 月 日 （法人・組織名） 氏名	

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

経営発展支援事業に係る個人情報の取扱いについて	
交付主体は、経営発展支援事業の実施に際して得た個人情報について、<u>都道府県及び市町村</u>が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。 また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就業状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。	
関係機関 （注）	国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、農業経営・就農支援センター、市町村、農業共済組合 （※ その他追加する機関があれば明確にするこ と。）

個人情報の取扱いの確認	
「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します 令和 年 月 日 （法人・組織名） 氏名	

改正後	改正前
(別記2) 就農準備資金・経営開始資金 第5 就農準備資金及び経営開始資金の交付要件等 交付主体は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で就農準備資金及び経営開始資金を交付する。 1 就農準備資金 (1) 就農準備資金の交付対象者は、アからコまでの全て又はサの要件を満たす者とする。 ア (略) イ 第6の1の(1)の研修計画(別紙様式第1号)が次に掲げる基準に適合していること。 (ア) <u>新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業(研修農場の整備)における研修機関等の認定基準について(令和〇年〇月〇日付け〇経営第〇号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。)</u>に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等(以下「認定研修機関」という。)であると都道府県又は農業経営・就農支援センター(全国農業委員会ネットワーク機構)が認め、別記5の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)に公表された研修機関等で研修を受けること。 (イ)～(エ) (略)	(別記2) 就農準備資金・経営開始資金 第5 就農準備資金及び経営開始資金の交付要件等 交付主体は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で就農準備資金及び経営開始資金を交付する。 1 就農準備資金 (1) 就農準備資金の交付対象者は、アからクまでの全て又はケの要件を満たす者とする。 ア (略) イ 第6の1の(1)の研修計画(別紙様式第1号)が次に掲げる基準に適合していること。 (ア) <u>新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業(研修農場の整備)における研修機関等の認定基準について(令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。)</u>に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等(以下「認定研修機関」という。)であると都道府県又は農業経営・就農支援センター(全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構)が認め、別記6の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)に公表された研修機関等で研修を受けること。 (イ)～(エ) (略)

ウ～カ (略) キ 研修終了後に雇用就農する予定の場合には、研修終了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること。 ク～ケ (略) コ 交付対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラム（農林水産省が経営発展・就農促進委託事業により作成した研修プログラムをいう。以下同じ。）の初級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。 サ (略) (2)・(3) (略) (4) 次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は就農準備資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると交付主体が認めた場合（イの（ケ）に該当する場合は除く。）はこの限りでない。 ア (略) イ 全額返還 (ア)～(オ) (略) (カ) 雇用就農をした者が、(1)のキの要件を満たさなかった場合 (キ)～(ケ) (略)	ウ～カ (略) (新設) キ～ク (略) (新設) ク (略) (2)・(3) (略) (4) 次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は就農準備資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると交付主体が認めた場合（イの（ク）に該当する場合は除く。）はこの限りでない。 ア (略) イ 全額返還 (ア)～(オ) (略) (新設) (カ)～(ク) (略)
--	---

2 経営開始資金 (1) 経営開始資金の交付対象者は、アから<u>ス</u>までの全て又は<u>セ</u>の要件を満たす者とする。 ア～エ (略) オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、<u>経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）</u>と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。交付主体は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長が認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人（原則として、世帯員のみで構成される法人をいう。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。 カ 地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確認と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。） ただし、交付対象者が東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12	2 経営開始資金 (1) 経営開始資金の交付対象者は、アから<u>シ</u>までの全て又は<u>ス</u>の要件を満たす者とする。 ア～エ (略) オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、<u>新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）</u>と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。交付主体は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長が認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人（原則として、世帯員のみで構成される法人をいう。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。 カ 地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確認と見込まれること、<u>人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営大494号農林水産省経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）</u>の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・
--	---

市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村をいう。以下「原子力被災12市町村」という。）若しくは令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。以下同じ。）又は市街化区域において営農する場合は、この限りではない。	農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）
キ 次に掲げる条件に該当していること。 (ア) (略) (イ) <u>雇用就農資金等実施要綱（令和7年〇月〇日付け6経営第〇号農林水産事務次官依命通知）別記1雇用就農資金（以下「雇用就農資金」という。）</u>、<u>農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記2農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）</u>、<u>新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）</u>、<u>新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記2雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）</u>による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。	キ 次に掲げる条件に該当していること。 (ア) (略) (イ) <u>別記3雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記2農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）</u>、<u>新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）</u>、<u>新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記2雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）</u>による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
(ウ) <u>別記1経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記2世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代</u>	(ウ) <u>経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）の別記1経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</u>

代円滑化タイプによる助成金、又は経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）の別記1経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。 （エ）別記1経営発展支援事業のうち通常枠、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6初期投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記2世代交代・初期投資促進事業のうち初期投資促進タイプ（以下「初期投資促進事業等」という。）について補助対象事業費の上限額である1,000万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円）の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。	（エ）別記1経営発展支援事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6初期投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記2初期投資促進事業（以下「令和5年度補正初期投資促進事業」という。）について補助対象事業費の上限額である1,000万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円）の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
ク〜コ （略） サ <u>令和4年4月以降に農業経営を開始した者であること。</u> シ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。 ス 交付対象者は、原則として交付期間内に、<u>農業経営人材育成研修プログラムの中級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。</u> セ （略） （2）～（4） （略）	ク〜コ （略） サ <u>令和3年4月以降に農業経営を開始した者であること。</u> シ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。 （新設） ズ （略） （2）～（4） （略）

第6 交付対象者の手続 1 就農準備資金 (1)～(9) (略) (10) その他 ア 第5の1の(1)の<u>セ</u>に該当する者は、研修実施申請書(別記様式第28号)を作成し、交付主体に提出する。 イ (略) 2 経営開始資金 (1)～(7) (略) (8) 申請窓口 ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図の策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。 イ 目標地図の策定市町村と開始資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。 (9) その他 ア 第5の2の(1)の<u>セ</u>に該当する者は、営農実施申請書(別紙様式第29号)を作成し、交付主体に提出する。 イ (略) 第7 交付主体の手続等 1 就農準備資金	第6 交付対象者の手続 1 就農準備資金 (1)～(9) (略) (10) その他 ア 第5の1の(1)の<u>セ</u>に該当する者は、研修実施申請書(別記様式第28号)を作成し、交付主体に提出する。 イ (略) 2 経営開始資金 (1)～(7) (略) (8) 申請窓口 ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図の策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。 イ 目標地図の策定市町村と開始資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。 (9) その他 ア 第5の2の(1)の<u>セ</u>に該当する者は、営農実施申請書(別紙様式第29号)を作成し、交付主体に提出する。 イ (略) 第7 交付主体の手続等 1 就農準備資金
第6 交付対象者の手続 1 就農準備資金 (1)～(9) (略) (10) その他 ア 第5の1の(1)の<u>ス</u>に該当する者は、研修実施申請書(別記様式第28号)を作成し、交付主体に提出する。 イ (略) 2 経営開始資金 (1)～(7) (略) (8) 申請窓口 ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図又は<u>人・農地プラン</u>の策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。 イ 目標地図又は<u>人・農地プラン</u>の策定市町村と開始資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。 (9) その他 ア 第5の2の(1)の<u>ス</u>に該当する者は、営農実施申請書(別紙様式第29号)を作成し、交付主体に提出する。 イ (略) 第7 交付主体の手続等 1 就農準備資金	第7 交付主体の手続等 1 就農準備資金

(1) ～ (5) (略) (6) 研修終了後の確認 ア 就農状況の確認 (略) (ア) (略) (イ) 農の雇用事業等の研修生となっている者 雇用就農資金又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。 (ウ) (略) イ～エ (略) (7) ～ (13) (略) 2 経営開始資金 (1) ～ (8) (略) (9) 申請窓口 ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図の策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。 イ 目標地図策定市町村と開始資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。 (10) ～ (14) (略) 3 交付対象者情報の共有	(1) ～ (5) (略) (6) 研修終了後の確認 ア 就農状況の確認 (略) (ア) (略) (イ) 農の雇用事業等の研修生となっている者 別記3雇用就農資金又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。 (ウ) (略) イ～エ (略) (7) ～ (13) (略) 2 経営開始資金 (1) ～ (8) (略) (9) 申請窓口 ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図又は人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。 イ 目標地図又は人・農地プラン策定市町村と開始資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。 (10) ～ (14) (略) 3 交付対象者情報の共有
---	--

(1) ~ (4) (略) (5) 交付主体等は、雇用就農資金の第6の10の照会があった場合、準備資金交付対象者又は開始資金交付対象者の就業状況に関する情報を提供する。 (6) (略) 別紙様式第1号 研修計画 令和 年 月 日 殿 [申請者] 住 所： 氏 名： 電話番号： (生年月日：年 月 日： 歳) メールアドレス：	(1) ~ (4) (略) (5) 交付主体等は、別記3雇用就農資金の第6の10の照会があった場合、準備資金交付対象者又は開始資金交付対象者の就業状況に関する情報を提供する。 (6) (略) 別紙様式第1号 研修計画 令和 年 月 日 殿 [申請者] 住 所： 氏 名： 電話番号： (生年月日：年 月 日： 歳) メールアドレス： 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の1の（1）の規定に基づき研修計画の承認を申請します。 なお、第7の3の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。 また、実施要綱の規定を遵守し、就農するための研修に励むこ
---	--

とを誓約します。 なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて※ ₉ ）誓約します。				とを誓約します。 なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて※ ₉ ）誓約します。			
1 (略) 2 就農時に係る計画		1 (略) 2 就農時に係る計画					
就農希望地	就農予定時期 (就農予定時の年齢)	年 月 (歳)	☐ 新たに農業経営を開始※ ₁ ☐ 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始※ ₂ ☐ 親の農業経営を継承※ ₃ [☐ 全体、 ☐ 一部]				
就農形態	☐ 雇用就農 (新設)						

☐ 親元就農※4 ☐ 親の経営の全体を継承 ☐ 法人の（共同）経営 ☐ 親の農業経営とは別に新たな部門を開始 経営継承、法人の（共同）経営、又は新たな部門を開始する予定時期 年 月		☐ 親元就農※4 ☐ 親の経営の全体を継承、 ☐ 法人の（共同）経営 ☐ 親の農業経営とは別に新たな部門を開始 経営継承、法人の（共同）経営、又は新たな部門を開始する予定時期 年 月	
経営面積※5 飼養頭羽数	a・頭・羽（合計） 農業所得目標※5	経営面積※5 飼養頭羽数	a・頭・羽（合計） 農業所得目標※5 万円/年
経営内容※5	作目：a 作目：a （その他：）	経営内容※5	作目：a 作目：a （その他：）
※1 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合 ※2 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合 ※3 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合 ※4 三親等以内の親族の経営する農業経営体に就農する者の場合 ※5 就農5年後の目標を記入する（雇用就農又は親元就農の場合は記入不要） 3～6 （略）		※1 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合 ※2 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合 ※3 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合 ※4 三親等以内の親族の経営する農業経営体に就農する者の場合 ※5 就農5年後の目標を記入する（雇用就農又は親元就農の場合は記入不要） 3～6 （略）	
別紙様式第2号		別紙様式第2号	
経営開始資金申請追加資料		経営開始資金申請追加資料	
令和 年 月 日		令和 年 月 日	

殿		殿													
住 氏	所 名	住 氏	所 名												
(生年月日： 年 月 日： 歳)		(生年月日： 年 月 日： 歳)													
新規就農者育成総合対策実施要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。 なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて*₂）誓約します。		新規就農者育成総合対策実施要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。 なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて*₂）誓約します。													
1・2 (略)		1・2 (略)													
3 「目標地図」への位置付け等		3 「目標地図又は人・農地プラン」への位置付け等													
<table border="1"> <tr> <td>集落又は地域名等</td> <td></td> <td>☐位置付けられている</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>☐位置付けられる見込み</td> </tr> </table>		集落又は地域名等		☐ 位置付けられている			☐ 位置付けられる見込み	<table border="1"> <tr> <td>集落又は地域名等</td> <td></td> <td>☐位置付けられている</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>☐位置付けられる見込み</td> </tr> </table>		集落又は地域名等		☐ 位置付けられている			☐ 位置付けられる見込み
集落又は地域名等		☐ 位置付けられている													
		☐ 位置付けられる見込み													
集落又は地域名等		☐ 位置付けられている													
		☐ 位置付けられる見込み													
☐ 農地中間管理機構から農地を借り受けている		☐ 農地中間管理機構から農地を借り受けている													
4・5 (略)		4・5 (略)													
6 その他		6 その他													
(略)		(略)													
(略)		(略)													
雇用就農資金、農の雇用事		雇用就農資金、農の雇用事													
(略)		(略)													

業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業、初期投資促進事業等による助成金の交付、経営継承・発展支援事業による補助金の交付	業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付、経営継承・発展支援事業、経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業又は令和5年度補正初期投資促進事業による補助金の交付
(略)	(略)
(略)	(略)
7 (略)	7 (略)
添付書類 別添1～6 (略) 別添7：通帳・帳簿の写し 別添8・9 (略)	添付書類 別添1～6 (略) 別添7：通帳の写し 別添8・9 (略)
別紙様式第5号	別紙様式第5号
研修状況確認チェックリスト（参考例）	研修状況確認チェックリスト（参考例）
(略)	(略)
1 交付対象者への面談用 ア・イ (略)	1 交付対象者への面談用 ア・イ (略)

ウ 就農に向けた準備状況 (共通) (略) (独立・自営就農)	ウ 就農に向けた準備状況 (共通) (略) (独立・自営就農)
a (略) (略) b (略) (略) c (略) (略) d 目標地図への位置づけについて (略)	a (略) (略) b (略) (略) c (略) (略) d 目標地図又は人・農地プランへの位置づけについて (略)
2 研修指導者への面談用 ア・イ (略) ウ 就農に向けた準備状況 (共通) (略) (独立・自営就農)	2 研修指導者への面談用 ア・イ (略) ウ 就農に向けた準備状況 (共通) (略) (独立・自営就農)
a (略) (略) b (略) (略) c (略) (略) d 目標地図への位置づけについて (略)	a (略) (略) b (略) (略) c (略) (略) d 目標地図又は人・農地プランへの位置づけについて (略)
別紙様式第9-1号 就農状況報告(独立・自営就農) 経営開始〇年目・交付開始〇年目 (〇～〇月分)	別紙様式第9-1号 就農状況報告(独立・自営就農) 経営開始〇年目・交付開始〇年目 (〇～〇月分)
令和 年 月 日	令和 年 月 日

殿 氏名	殿 氏名
新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月２９日付け３ 経営第３１４２号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の１の （７）の規定に基づき就農状況報告を提出します。 １～９（略） 添付書類 別添１．～６．（略） ７．環境負荷低減のチェックシート（原則、１月の報告 の際のみ添付する。） ＊１～５（略） （新設） 別紙様式第９－２号 就農状況報告（雇用就農） 経営開始○年目・交付開始○年目（○～○月分） 令和 年 月 日 殿	新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月２９日付け３ 経営第３１４２号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の１の （７）の規定に基づき就農状況報告を提出します。 １～９（略） 添付書類 別添１．～６．（略） ７．環境負荷低減のチェックシート（原則、１月の報告 の際のみ添付する。）＊６ ＊１～５（略） ＊６ 経営開始資金の交付期間の１月の報告の際のみ添付 する。 別紙様式第９－２号 就農状況報告（雇用就農） 経営開始○年目・交付開始○年目（○～○月分） 令和 年 月 日 殿

氏名	氏名						
新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3 経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の1の （7）の規定に基づき就農状況報告を提出します。	新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3 経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の1の （7）の規定に基づき就農状況報告を提出します。						
1. (略) (新設)	1. (略) (新設)						
2. 農業経営力の向上に資する研修状況※について （どちらかにチェックする。（経営開始資金の交付を受けた者は 必須。就農準備資金資金のみの交付対象者の場合は記載不 要。）） ※第5の2の（1）の <u>スに規定する農業経営力の向上に資 する研修</u> <table border="1"> <tr> <td>修了済み</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修名：</td> <td></td> </tr> <tr> <td>修了予定</td> <td></td> </tr> </table> ※修了済みの場合は研修内容がわかる資料を添付	修了済み		研修名：		修了予定		2. 雇用先の農業法人等の名称等 (略) (新設)
修了済み							
研修名：							
修了予定							
3. 雇用先の農業法人等の名称等 (略)	3. 雇用先の農業法人等の名称等 (略)						
4. 雇用契約の内容（どちらかにチェックする。） <table border="1"> <tr> <td></td> <td>正社員として期間の定めのない雇用契約の締結</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通算5年以上の雇用契約の締結</td> </tr> </table> ※まだ就農していない場合は、記入不要		正社員として期間の定めのない雇用契約の締結		通算5年以上の雇用契約の締結			
	正社員として期間の定めのない雇用契約の締結						
	通算5年以上の雇用契約の締結						

5. <u>担当している業務</u> (略) 6. <u>今後の課題及び目標</u> (略) 7. <u>農業従事日数・時間</u> (略) 8. <u>報告対象期間における交流会への参加について</u> (略) ※ <u>親元就農後に当該農業経営を継承する、法人の（共同）経営者となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始することにより、独立自営就農した場合は、それ以降の就農状況報告は、別紙様式第9－1号により報告することとする。</u>	3. <u>担当している業務</u> (略) 4. <u>今後の課題及び目標</u> (略) 5. <u>農業従事日数・時間</u> (略) 6. <u>報告対象期間における交流会への参加について</u> (略) (新設)
別紙様式第9－3号 就農状況報告(親元就農) 経営開始○年目・交付開始○年目 (○～○月分) 令和 年 月 日 殿 氏名	別紙様式第9－3号 就農状況報告(親元就農) 経営開始○年目・交付開始○年目 (○～○月分) 令和 年 月 日 殿 氏名
新規就農者育成総合対策実施要綱 (令和4年3月29日付け3)	新規就農者育成総合対策実施要綱 (令和4年3月29日付け3)

8. 報告対象期間における交流会への参加について (略) 別紙様式第 14 号 就農届 殿 氏名 以下のとおり就農しましたので新規就農者育成総合対策実施要綱 (令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通 知) 別記 2 第 6 の 1 の (7) の規定に基づき就農届を提出しま す。	7. 報告対象期間における交流会への参加について (略) 別紙様式第 14 号 就農届 殿 氏名 以下のとおり就農しましたので新規就農者育成総合対策実施要綱 (令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通 知) 別記 2 第 6 の 1 の (7) の規定に基づき就農届を提出しま す。												
<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>就農形態</td> <td> ☐新たに農業経営を開始 ☐親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営とは別に新たな部門を開始 ☐親の農業経営を継承(□全体、□一部) ☐雇用就農 ☐期間の定めのない雇用契約を締結 ☐通算 5 年以上の有期雇用契約を締結 農業法人等の名称・住所・電話番号 </td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	就農形態	☐ 新たに農業経営を開始 ☐ 親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営とは別に新たな部門を開始 ☐ 親の農業経営を継承(□全体、□一部) ☐ 雇用就農 ☐ 期間の定めのない雇用契約を締結 ☐ 通算 5 年以上の有期雇用契約を締結 農業法人等の名称・住所・電話番号	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>就農形態</td> <td> ☐新たに農業経営を開始 ☐親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営とは別に新たな部門を開始 ☐親の農業経営を継承(□全体、□一部) ☐雇用就農 ☐期間の定めのない雇用契約を締結 ☐通算 5 年以上の有期雇用契約を締結 農業法人等の名称・住所・電話番号 </td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	就農形態	☐ 新たに農業経営を開始 ☐ 親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営とは別に新たな部門を開始 ☐ 親の農業経営を継承(□全体、□一部) ☐ 雇用就農 ☐ 期間の定めのない雇用契約を締結 ☐ 通算 5 年以上の有期雇用契約を締結 農業法人等の名称・住所・電話番号
(略)	(略)												
(略)	(略)												
就農形態	☐ 新たに農業経営を開始 ☐ 親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営とは別に新たな部門を開始 ☐ 親の農業経営を継承(□全体、□一部) ☐ 雇用就農 ☐ 期間の定めのない雇用契約を締結 ☐ 通算 5 年以上の有期雇用契約を締結 農業法人等の名称・住所・電話番号												
(略)	(略)												
(略)	(略)												
就農形態	☐ 新たに農業経営を開始 ☐ 親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営とは別に新たな部門を開始 ☐ 親の農業経営を継承(□全体、□一部) ☐ 雇用就農 ☐ 期間の定めのない雇用契約を締結 ☐ 通算 5 年以上の有期雇用契約を締結 農業法人等の名称・住所・電話番号												

☐ 就農後5年以内に独立・自営就農 ☐ 就農後5年以内に法人の共同経営者 ☐ 親元就農※1 ☐ 親の経営の全体を継承、 ☐ 法人の（共同）経営 ☐ 親の農業経営とは別に新たな部門を開始 経営継承、法人の（共同）経営、又は新たな部門 を開始する予定時期 年 月	(新設) (新設) ☐ 親元就農※1 ☐ 親の経営の全体を継承、 ☐ 法人の（共同）経営 ☐ 親の農業経営とは別に新たな部門を開始 経営継承、法人の（共同）経営、又は新たな部 門を開始する予定時期 年 月
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

別紙様式第 22 号

就農準備資金・経営開始資金に係る個人情報取扱いについて

第1 本事業における個人情報
 本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベース
 に登録される、交付対象者に係る個人情報取扱いについては、個

別紙様式第 22 号

就農準備資金・経営開始資金に係る個人情報取扱いについて

第1 本事業における個人情報
 本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベース
 に登録される、交付対象者に係る個人情報取扱いについては、個

個人情報保護法令等の規定に基づき適切に対応する必要があります。 また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、準備資金交付対象者及び開始資金交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。 (別紙) 殿 個人情報の取扱い (例)	道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。 また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、準備資金交付対象者及び開始資金交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。 (別紙) 殿 個人情報の取扱い (例)
就農準備資金・経営開始資金に係る個人情報の取扱いについて 交付主体は、就農準備資金・経営開始資金の実施に際して得た個人情報について、個人情報保護法令等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。 また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関(注)へ提供し、又は確認する場合があります。	就農準備資金・経営開始資金に係る個人情報の取扱いについて 交付主体は、就農準備資金・経営開始資金の実施に際して得た個人情報について、個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。 また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関(注)へ提供し、又は確認する場合があります。